
富士山南東消防組合火災予防条例等の一部改正について

1. 趣旨

平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成 25 年 2 月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災等において、火災後の調査結果により、多くの消防法令に関する違反があったことが指摘されています。

このような重大な消防法令違反のある防火対象物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公開し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すこととします。

この制度を開始するにあたり、富士山南東消防組合火災予防条例及び富士山南東消防組合火災予防条例施行規則（以下「富士山南東消防組合火災予防条例等」という。）の一部を改正するものです。

2. 改正概要

(1)公表の対象となる防火対象物

映画館、飲食店、物品販売店等のように不特定多数の人の出入りがある施設及び旅館、ホテル等の宿泊施設のほか、病院、福祉施設等の防火対象物とします。

(2)公表の対象となる法令違反の内容

消防法令で定める技術上の基準に従って、以下の消防用設備等を設置しなければならないもののうち、立入検査において当該設備を構成する機器等が一切設置されていないものとします。（機器等の不備等は対象外となります。）

ア. 屋内消火栓設備

イ. スプリンクラー設備

ウ. 自動火災報知設備

※初期消火に有効である屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備並びに火災を早期に覚知することができる自動火災報知設備を、火災被害を最小限にするための重要な設備として位置付けていて、これらの設備が未設置の防火対象物における火災危険性を考慮して当該設備の設置義務違反を公表の対象とします。

(3)公表する内容

ア. 防火対象物の名称及び所在地

イ. 法令違反の内容（当該法令違反が認められた防火対象物の部分を含む。）

ウ. その他消防長が必要と認める事項

(4)公表の時期

立入検査を実施し消防法令に関する違反が認められ、その結果を通知した日から起算して14日が経過した日においてもなお当該検査結果と同一の違反が認められる場合に公表します。

また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

(5)公表する方法

違反対象物の公表は、富士山南東消防本部ホームページに掲載します。

公表をしようとするときは、当該違反防火対象物の関係者にその旨を通知します。

3. 富士山南東消防組合火災予防条例等の一部改正の施行予定日

平成29年4月1日